

# 平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:老健局介護保険計画課

(関係部局)老健局高齢者支援課・老人保健課・振興課

<p><b>施策名</b></p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p> <p>(IX-3-2)</p>	<p style="text-align: center;"><b>政策体系上の位置付け</b></p> <p><b>基本目標 IX</b> 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p><b>施策目標 3</b> 高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>高齢者、特に認知症高齢者や一人暮らし高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。</p>	
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【現状分析（施策の必要性）】</b> 介護保険制度については、平成12年4月の施行から10年目をむかえ、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円（平成12年度実績）から7.7兆円（平成21年度予算）に増加するなど、制度の持続可能性を確保していくことが課題になっている。また、今後とも、国民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要である。このため、介護給付の適正化や要介護認定の適正化などを通じて、介護保険制度の適切な運営を図っていくことが必要である。</p> <p>他方、今後、高齢化が急速に進み、要介護者・要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。</p> <p>さらに、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p> <p><b>【有効性の観点】</b> 平成19年度においては、介護給付費等費用適正化事業、要介護認定適正化事業等の取組を通じて、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じており、介護保険制度の適切な運営につながる取組を行えたものと考えられる。</p> <p>また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護サービス情報の公表制度支援事業等の実施を通じて、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じており、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図るための取組を行えたものと考えられる。</p> <p>したがって、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p><b>【効率性の観点】</b> 平成19年度においては、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じている。これは、介護保険制度の運営主体である保険者主体の取組を推進するとともに、保険者の事務の合理化を図るものであり、介護保険制度の適切な運営を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。</p> <p>また、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じている。こうしたことから、地域密着型サービスの普及により、要介護者等が可能な限り地域で生活し続けられるようなサービス提供が促進されるとともに、サービス利用者の選択に基づくサービスの質の向上等が図られると考えられるところであり、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。</p> <p>したがって、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p><b>【総合的な評価】</b> 各種事業の実施等の取組を通じて、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じた介護保険制度の適切な運営、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を実施していくことが必要である。</p> <p><b>【評価結果の分類】</b></p>	

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
  - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
  - 見直しを行わず引き続き実施
  - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

高齢者が住み慣れた地域において自立し、尊厳を持って生活できるよう、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤を整備していくことは重要であり、この施策目標の実施に関して、これまで、有効かつ効率的な取組を行ってきたことから、今後とも、引き続き、これまでの取組を実施していくことが必要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況(達成水準-実績値)。

		H16	H17	H18	H19	H20
1	各種給付適正化を実施する保険者の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	76 【-%】	79 【104%】	99 【125%】	99 【100%】	集計中
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 (単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	-	-	18.9 【-%】	20.4 【-1.4p】	19.2 【1.2p】
3	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 (単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	-	5.9 【-%】	7.0 【118.6%】	7.6 【108.6%】
4	介護サービス情報の公表事業所数 (単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)	-	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】	215,717 【192.3%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、介護給付適正化推進運動実施状況調査による。
- ・ 指標2は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による。(老健局老人保健課調べ)
- ・ 指標3は、「介護給付費実態調査月報」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値を記載している。  
なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成17年介護保険制度改革で制度化されたものであり、数値は平成18年度からのものである。
- ・ 指標4は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第1章4.(2)の基本方針に従って確保する。」</li> <li>・「安定財源を確保した上で、2015年までの「医療・介護及び子育てサービス・人材整備」目標を実現する。」</li> </ul>
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	平成20年12月24日閣議決定、平成21年6月23日一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。」</li> </ul>